

データヘルス計画（保健事業計画）について

○経緯：「日本再興戦略」において、「保険者は、レセプト等のデータ分析に基づく「データヘルス計画」の作成等、レセプトを活用した保健事業を推進すること」とされたことにより、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき策定。

○策定： これらを受け、医療情報（健康診査の結果やレセプト等から得られる情報）を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、平成27年3月第1期計画、平成30年4月～令和6年3月第2期計画を策定。

データヘルス計画
（保健事業計画）

1. 健診受診率向上

2. 健診異常値放置者受診勧奨

3. 保健指導（重複・頻回受診、糖尿病性腎症重症化予防）

4. 生活習慣病治療中断者受診勧奨

5. ジェネリック医薬品差額通知

6. フレイル予防啓発

7. 多剤等服薬改善

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

●高齢者に対する個別的支援
（ハイリスクアプローチ）

(1)低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防

(2)重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導

(3)健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービス接続

●通いの場等への積極的な関与
（ポピュレーションアプローチ）

(1)通いの場等において

・フレイル予防などの健康教育・相談

・質問票や体力測定による高齢者のフレイル状態の把握

(2)地域の実情に応じ、気軽に相談が行える環境づくり

(3)高齢者の状況に応じて、医療や介護サービスへの接続